

第6回中野区子ども・子育て会議 議事録

【日時】

平成26年5月20日（火） 16:00～18:00

【場所】

区役所 5階 教育委員会室

【出席者】

(1)出席委員 12名（欠席1名）

網野会長、寺田副会長、荒牧委員、和泉委員

安藤（文）委員、今井委員、羽田委員、小林委員

青佐委員、鈴木委員、田中委員、本田委員

(2)区側出席者 2名

子ども教育部長、地域支えあい推進室長

(3)事務局 11名

子ども教育部副参事 4名

地域支えあい推進室副参事 3名

子ども教育経営分野企画財政担当 4名

【会議次第】

(1)開会

(2)議題

①子ども・子育て支援新制度における課題等について

②地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

③その他

(3)閉会

事務局（子ども教育経営担当）

定刻になりましたので、会議に先立ちまして事務局からご報告させていただきます。
本日、有川委員におかれましては都合によりご欠席されるということでご連絡をいただいております。したがって、本日は 12 名の委員の方にご出席いただいております。委員の半数を超えてございますので、中野区子ども・子育て会議条例第 5 条に基づき、会議は有効に成立しております

また、傍聴の方に申し上げます。本日ご配付させていただきました資料につきましては、議会報告前であること、また検討中の資料ということで後ほど回収させていただきますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

では、会長、お願いいたします。

網野会長

皆さん、こんにちは。今回で第 6 回目になります。全国的にも新制度の施行に向けたさまざまな課題に対し、急ピッチで取り組んでいるかと思えます。中野区としてもまだまだ多くの検討事項があるかと思えますので、本日もいろいろとご討議いただき、ご意見をいただければと思います。

本日の議題は、次第にございますようにその他を含めて 3 件となっております。それでは審議を始めたいと思います。

議題 1 「子ども・子育て支援新制度における課題等」について

網野会長

それでは、議題の 1 番目「子ども・子育て支援新制度における課題等」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（子育て支援担当）

〈資料 1 を説明〉

網野会長

ありがとうございました。新しい地域子ども・子育て支援事業などについて詳しくご説明いただくのは初めてだったかと思えます。どうぞご質問・ご意見等ございましたらよろしくをお願いします。

本田委員

資料1で子どもショートステイ・トワイライトステイとして子育て短期支援事業がございしますが、利用方法はどのようになっているのでしょうか。緊急の場合でもすぐに対応していただけるのでしょうか。

事務局（子育て支援担当）

基本的には3日前ぐらいまでに申し込んでいただくことになっております。例えば、食事やおやつを出す際のアレルギー対応などでは、やはり事前にお子さんの状況を把握しておくことが重要になります。ただ、子どもショートステイには、虐待対応というところで、保護者の方をクールダウンさせるために預かったりする養育支援としての側面もございします。これにつきましては、緊急性がございしますので、事前にとということではなくお預かりしております。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

和泉委員

ファミリー・サポート・センター事業の利用実態については、自治体や地域によってさまざまだと思います。例えば、保育園のお迎えに利用する方が多かったり、お出かけの際に利用する方が多かったり、また利用頻度などについてもさまざまだと思います。中野区の利用実態は、どのような状況なのでしょうか。

事務局（子育て支援担当）

のべ利用回数としては、概ね9,000回程度でございします。主な内容といたしましては、保育園の送迎などが4,100回程度、冠婚葬祭等が1,200回程度、子どもの習い事等が850回程度となっております。

和泉委員

普段から継続的にお使いになる方と、一時的にお使いになる方がいらっしゃると思うのですが、例えば、先ほど保育園の送迎等で半数近くの利用があるとお話がありましたけれども、集中的、継続的にお使いになっている方もいらっしゃるのでしょうか。

事務局（子育て支援担当）

詳細なデータは現在手元にはございせんが、利用会員数からみると概ね4、5回程度の利用かと思ひます。

網野会長

一時保育、一時預かり、病児・病後児保育などについては施設型が中心になっているのが現状ですが、都の子ども・子育て会議では、今お話があったようなファミリー・サポート・センター事業、それからベビーシッターなどのいわゆる居宅型も重要ではないかということが指摘されていました。建物や箱物をつくり、施設型で事業を進めるには、人件費など相当経費がかかると思います。今後は、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッターなどの居宅型が注目されてくるのかなと感じております。

鈴木委員

中野区からファミリー・サポート事業を受託している社会福祉協議会の立場から、特に病児対応の利用についてお話させていただきます。病児対応については、特別援助活動ということで病気の時でも子どもをお預かりしており、基本的に子どものいるお宅に協力会員が伺い、お母さんやお父さんがいない間お世話をするというのが原則です。

利用の実態というのはなかなか難しいのですが、念のために登録しているという方もおりますが、特に冬場なんかは朝起きたら熱が出ていたけど、お母さんもお父さんもお仕事を休めないのので何とかならないかという依頼が多くあります。適切な人をコーディネートして、お薬のことなども引き継ぎながらお預かりしています。

子どもが熱を出しているときに預けるのはいかがなものかという議論もあるとは思いますが、親御さんもそこはやるせない思いながらも今日はどうしても外せないということでは、現実的な支援の力になっているのではないのかなと思っています。

網野会長

ありがとうございました。

寺田副会長

働きながら子育てをしている方にとっては、例えば子どもが熱を出したときに誰がどういうふうに見るなどの課題も多く、本当に辞表を抱えながら仕事をしている女性はすごく多いと思います。私も辞表を抱えながら常に仕事をしてきましたので、すごくよくわかります。ですからファミリー・サポート・センター事業などのサービスがあるということはとても素晴らしいことだと思いますが、お預かりになる方の資格というのでしょうか、そのあたりはどういうふうに担保されているのかなというところを少し教えてくださいませんか。

鈴木委員

基本的には養育経験がある方ならば協力会員さんとしてエントリーできますが、年間ものすごい数の研修があります。特に病児対応の場合には、けがから始まって薬のことや発熱の対応など、さまざまな研修カリキュラムを必ず受けることになっています。そういう意味では資質の向上や担保に努めています。また、私どもコーディネーターする側が協力会員さんの得意分野や経験値をしっかりと把握しておりますので、依頼があった場合、基本的にはお住まいの近いところで組み合わせをしますが、お母さんやお父さんは自分の価値観みたいなものをお持ちなので、そういったこともお聞きし、マッチングしています。

寺田副会長

とてもすばらしい取組みだと思います。ちなみにコーディネーターという方は何人ぐらい中野区にいらっしゃるのでしょうか、ご存じでしたら教えてください。

鈴木委員

病児対応というところでは、看護師を入れて3人ですね。南地域と北地域に1人ずつ、それから看護師がフリーで1人動きます。

事務局（子育て支援担当）

ファミリー・サポート事業以外には、病後児保育を6人定員で委託をしておりますので、それに見合った看護師などを配置しております。

寺田副会長

ありがとうございます。

網野会長

これはファミリー・サポート・センター事業として1つのモデルケース的な部分があると思います。また、送迎関係が約半数に近いというのも特徴だと思います。

新制度において、ファミリー・サポート・センター事業をどれだけ活用できるのかというのは、大きな課題になってきていると思います。特に病児対応については、先ほどお話もありましたが、力量や経験が必要になります。これを本格的に進めていけば、いわゆる在宅型の一時保育や病児・病後児保育のモデルケースとして、もっと展開できる可能性があると思いました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料2について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（幼児施策整備担当）

〈資料 2 を説明〉

網野会長

ありがとうございました。ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

羽田委員

資料下段の教育・保育の考え方というところの需要への対応で 0 歳の 25 年保育需要が 481 人になっていますが、これは待機児童数を含んでいるのですか。

事務局（幼児施策整備担当）

481 人の内訳ですが、実際に利用されている方が 449 人でございます。待機児童の方は 32 人でございます。

羽田委員

ありがとうございました。待機児童というのは、認証保育所などに入っている方は除いているのでしょうか。

事務局（幼児施策整備担当）

委員のおっしゃるとおりでございます。

羽田委員

ありがとうございます。では認証保育所にいらっしゃるけれども、本当は認可保育園を希望されている方もいるということでしょうか。

事務局（幼児施策整備担当）

もちろんそういったご希望の方もいらっしゃると思いますし、長時間の保育ということで認証保育所を選ばれたという方もいらっしゃると思いますが、その細かい内訳については把握してございません。

羽田委員

延長保育については全園で実施しているという認識でよろしいでしょうか。

事務局（幼児施策担当）

私立・区立とも全園で実施してございます。

羽田委員

私は延長保育というと 20 時までやっているというイメージになってしまうのですけれども、通常保育以外の 18 時 15 分過ぎを延長保育と考えているという解釈ですよね。

事務局（幼児施策整備担当）

はい、ご指摘のとおりでございます。

羽田委員

ありがとうございました。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

今井委員

中野区内で認証保育所をやらせていただいておりますが、4月の段階で定員を大きく上回った充足率です。また、現在区立保育園の指定管理もやらせていただいているのですが、こちらでの延長保育の需要についても定員を大幅に上回ってしまっている状況で、お断りせざるを得ない状況になっています。

それから、先日東京都の認証保育所が集まる協議会に参加したときに、東京都の福祉保健局の方が新制度になっても認証保育所については継続した形で運用していくとおっしゃっていましたので、認証保育所についても今後動きが出てくるのではないかと思います。情報としてお話しさせていただきました。

網野会長

ありがとうございました。今のお話に区としてのコメントはありますか。

事務局（幼児施策整備担当）

お話しいただいたとおり、認証保育所については、今後どうなっていくのかというところはまだ不透明な部分があります。そういった情報をしっかりと把握し、今後の動きを見据えた上でさまざまな方策を検討する必要があるというふうに、改めて感じております。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

羽田委員

保育園の入所についてですが、保育所不足や指数調整により1歳からの入所は非常に難しいという状況です。1歳ぐらいまでは自分で子育てしたいという要望はすごくあるけれども入所するために0歳から預けているというのが今の姿なので、本当に1、2歳の枠がもっと増えれば良いと思いますし、そうなれば0歳の需要も減っていくのではないかと思います。

網野会長

非常に重要なことだと思います。よろしいでしょうか、ほかに特にございませんか。

羽田委員

先ほどの延長保育のことですけれども、区立・私立全園で実施とのことですが区立は時間数が少ないところも多いと思います。私立保育園の立場としては、20時15分まで本当に頑張っているという姿があるものですから、やはり広く区民の方に正しく理解していただけるように、民間としてはしていただきたいと思っております。

事務局（幼児施策整備担当）

ご指摘のとおり区立のほうが短い延長時間となっておりますので、今後についてはそういった表現などの部分についても気をつけていきたいと思っております。

議題2「地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）」について

網野会長

それでは、ほかにないようですので議題の2番目「地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局（保育園・幼稚園担当）

〈資料3を説明〉

網野会長

ありがとうございます。地域型保育事業の認可基準について、中野区の背景などを踏まえながら、今後の方向性や検討課題も含めてお話しいただきました。

このことについてご質問・ご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

安藤委員

ご説明いただきましてありがとうございます。ちょっと教えてほしいのですが、これに幼稚園がどうかかわっていくのか、どういうことを準備したらいいのか、その辺が全然見えてこないのので教えてください。

事務局（保育園・幼稚園担当）

幼稚園の皆さんに担っていただくことといたしましては、地域型保育事業の連携施設としての役割があります。新制度では保育所だけではなく幼稚園も連携施設になる施設として考えられてございます。例えば、近くの家庭的保育事業や小規模保育事業の連携施設として、ある意味契約をしていただいて、日常の教育・保育の交流などを可能であ

れば担っていただく制度設計になってございます。

また、短時間パートで地域型保育事業を利用される方の中には、幼稚園の預かり保育を利用すれば幼稚園に通える条件の方もいらっしゃるかと思いますので、地域型保育事業の卒園後の受け皿としても期待される部分がございます。

安藤委員

どうもありがとうございました。先日、国から公定価格の仮単価についてのイメージが公表されて1号認定、2号認定、3号認定とそれぞれの仮単価が数字として出てきました。これが決定ではありませんけれども幼稚園の経営者としては、現行システムのままだよいか、それとも新制度に移行するのがよいか、判断に苦慮するところです。その辺りのところはいかがでしょう。

事務局（保育園・幼稚園担当）

根本的なところが、まだ国としても定まっていないということで、私たちもその辺のところについては、大変危惧しております。これは中野区だけではなく、ほかの区でもやっぱり同様に危惧している部分でございます。

ただ、私どもも国や東京都からの情報については広くアンテナを張っております。情報があったところですぐにお示しをして、議論をしていただきたいと思いますと思っておりますが、今のところはお示しできないというのが現状でございます。

網野会長

ほかにいかがでしょう。

羽田委員

待機児対策ということで国が地域型保育事業を打ち出してきたという経過などはよくわかっているつもりですが、認可保育所と比べると地域型保育事業については、職員配置などいろいろな条件が違う状態で保育が行われます。このことをどういうふうに捉えたらいいのかなというのが率直なところです。これは民間保育園の園長会でも意見がありました。地域型保育事業であっても、認可であっても、待機児対策ということでは必要だけでも、3歳まで同じような処遇、きちっと保証された中で育てるべきだということは、皆さんおっしゃってました。財政的な課題などもあるかと思いますが、やはり認可と同じような基準にしてほしいなと大きな意味では思っております。

事務局（保育園・幼稚園担当）

これまで認可外であったものを地域型保育事業として基準を設けることで、一定の質の担保を図り、0 から 2 歳のお子さんを安心して預けられる制度をつくるといったところが、この地域型保育事業の設備及び運営基準の根底にあるのかなと思っているところでございます。小規模保育事業の B 型や家庭的保育事業では必ずしも全員が保育士ではございませんが、必要な研修をきちんと受ける制度設計になってございます。また、研修等の経費についても公定価格に反映されるような計算式になっておりますので、この地域型保育事業においても質の担保は図られているのではないかと理解しております。

網野会長

地域型保育事業は大規模の集団保育ではなく家庭的な保育ということを非常に大事にしているものです。認可に比べると保育士の配置基準など保育の質についてご心配になるのは十分理解できますが、今回の資料に書かれているようなきちっとした基準ができるということは、これまでに比べたら大変な進歩だと思います。むしろ、そのような捉え方をしてもいいのではないかと思います。

羽田委員

小規模保育事業 B 型は保育士が 2 分の 1 で、研修を充実させるというお話でしたけれども、A 型が全部保育士で、B が 2 分の 1 になる根拠というのはあるのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

小規模保育事業 A 型は認可保育所の分園型ということで、認可保育所と同じですけれども 19 人以下の施設、C 型は家庭的保育の集合型といったような意味合いで制度設計されておまして、B 型はその中間型というような表現で国の中でも検討が進められておりました。これまで認可外としてさまざまな形で保育が実施されてきましたが、この 2 分の 1 以上といった基準で、一定程度質を揃えることができます。なぜ 2 分の 1 かと言われると私もお答えできないのですが、認可保育所や家庭的保育でもない、その中間型といったところで、この B 型が設定されているのではないかと理解しております。

また、公定価格としては国が示す 2 分の 1 の保育士割合を超えて、例えば 4 分の 3 にしたら公定価格を上乗せするといったこともございまして、A 型に誘導していくということも検討されているのではないかと理解しております。

羽田委員

今お話しがありましたようにB型をA型に誘導していくのだとしたら、中野区としてはB型ではなくA型だけを実施するとか、そういう手法はできないのでしょうか。やはり質を上げるという姿勢を区がしっかり区民に示していくことが大事だと思います。中野は教育文化のまちだと私は思っていますので、やっぱり画期的な政策を実施して欲しいと思います。

国の基準では位置づけられていませんけれども、認可保育園には看護師とか栄養士が入っていますよね。小規模の保育というのはすごくいいと私たちも思っていますけれども、やはり子どもの体調というのは急変してしまうことも多々ありますので、区のほうで担当の栄養士や看護師が指導に入るとは思いますが、事故とかを防ぐためにも小規模の保育への専門職の配置というのもしっかりやっていった方が良いと思います。

あと、屋外遊技場については1人3.3㎡が2歳児と書いてありますが、考え方としては、2歳児には保証するという事ですね。実際には屋外遊技場は近くに公園とか代替できるものがあればいいという考え方でよろしいのですよね。

事務局（保育園・幼稚園担当）

A型のみを実施するという事については、区としてもいろいろと検討したのですが、地域型保育事業についてはそれぞれ基準をつくらなければいけないという大きな縛りがございまして、中野区だけこのB型やC型を実施しないという選択肢は難しいと考えているところでございます。

地域型保育事業をどうやって支援していくかといったところでございますけれども、一つは制度的なところで、連携施設の設定では嘱託医も含まれております。それから区といたしましては、現在も指導担当において各保育施設を回らせていただいて、いろいろ相談に乗ったりしておりますので、引き続き継続していきたいと考えてございます。

最後に屋外遊技場に関しましては、国は2歳以上に3.3㎡というふうに定めてございまして、ご指摘のとおり代替地があればよいことになってございます。その点については、現在と変更がないものと考えております。

網野会長

ほかにいかがでしょうか。

小林委員

連携施設のことではちょっとお伺いしたいのですけれど、例えば幼稚園が連携して受け皿になった場合に、ある程度の割合が幼稚園に入ってくることになるかと思います。幼稚園にはプレといって週1でちょっとしたお教室みたいなものがあるのですけれども、そういうのに入らないと幼稚園に入園できないみたいな、動き、流みたいなのがあります。ですからプレに入るところがすごく混んでしまっている現状があります。同じように、まずこちらの連携施設に入らないとこの幼稚園に入れなくなるというような動きが出てしまうと、連携施設のもともとの意味がずれてきてしまうのかなと思います。純粹にこの幼稚園に入りたいと思ったときに、何かちょっと変なことにならないかなという心配が少しあります。

事務局（保育園・幼稚園担当）

当面の間、連携施設として想定されるのは、やはり保育所だろうというふうには考えております。国の制度の中では複数の連携施設を設定してもいいことになっており、それは基本的には事業者さんが設定していくこととなりますが、なかなか難しい面もございますので、区のほうで調整が必要かなと考えております。

地域型保育事業を利用される方は、基本的には保育が必要な3号認定の方になりますが、短時間パートなどで預かり保育を利用すれば幼稚園に通える方もいらっしゃいますので、連携施設として幼稚園を設定しておけば移りやすいのかなとは思いますが、ただ、それにはさまざま調整が必要になってくるかと思っておりますので、連携施設としてすぐにマッチングができるような態勢をとれるかどうかは、かなりハードルが高いなと感じております。

網野会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

今井委員

居宅訪問型保育事業についてですが、私もベビーシッター事業をやらせていただいておりますが、ベビーシッターさんが少なくなっていると感じております。1対1の保育というのは集団保育とはまた違った難しさがございますが、こういった形で認可化していくとなると、この居宅訪問型保育事業に民間がどんどん参入してくるというような現状が出てくるかもしれないです。新しく入ってきた民間の事業者が1対1の保育を提供するというところへのリスクなどを考えていくと、基準があるとはいえ、やはり慎重

に進めていかなければいけない事業だと思うのです。まさに網野会長がそのような部分についてお詳しいかと思うのですが、今後の行政とのかかわりも含めて、この事業についての展望や方向性などについて何か教えていただけたらなというふうに思います。

網野会長

わかりました。実は私自身が公益社団法人全国保育サービス協会というところでいろいろな役割を担っておりまして、今度新しく制度化された居宅訪問型保育事業にもかなり関連した仕事をしております。

参考にお話ししますと、まず申し上げたいのはこの事業は単にベビーシッターによる保育とは基本的には違うということです。私どもの協会では、民間のベビーシッター事業者の経営そのものの質はもちろんですが、保育者の方たちへの研修や特別の資格を認定するなど、質の担保ということを一番大事にして、もう半世紀近く活動してきております。

実は保育士を養成する学校で、卒業のときに保育士資格の取得にあわせて、居宅訪問型保育などのベビーシッター保育を行うことのできる資格を取得させたいというニーズが非常に高まっております。そこで協会では非常に厳密に新任研修、現任研修をやり、そして試験というシステムで資格認定を進めております。もちろんまだ国家資格ではありませんが、4年制大学、短大、専門学校などに取り入れていただき、既に1万数千人、まもなく2万人の若い方々が専門的な知識を取得して巣立っていくという状況です。このことについては、私どもも非常に心強く思っておりまして、今後の活躍に期待しております。このようなお話でよろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、時間も近づいてきましたので、議題2についてはこの辺で終了とさせていただきます。

議題3 「その他」

網野会長

審議につきましては終了しましたが、特に委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは今後の予定について事務局からご説明をお願いします。

事務局（子ども教育経営担当）

次回の会議の内容につきましては、7月22日の16時から18時を予定してございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

網野会長

本日も大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは第6回会議をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。